

鴨川市教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 23 日

鴨川市教育委員会教育長 蒔苗 茂

鴨川市教育委員会規則第 5 号

鴨川市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

鴨川市教育委員会会議規則（平成 17 年鴨川市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 会議の招集を行ったときは、教育長は、会議開催の日時及び場所並びに会議に付議する案件をあらかじめ告示するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

第 3 条第 2 項中「20 日」を「第 3 木曜日（その日が鴨川市の休日に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 2 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、直近の休日でない日）」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、特別の理由があるときは、教育長は、これを変更することができる。

第 3 条第 3 項を削り、同条第 4 項中「又は」を「、又は」に、「、会議の」を「会議の」に改め、同項を同条第 3 項とする。

第 4 条第 2 項中「又は」を「、又は」に改める。

第 5 条第 2 項ただし書中「急を」を「緊急を」に改める。

第 6 条中「又は」を「、又は」に改める。

第 8 条第 1 項ただし書中「急を」を「緊急を」に改める。

第 9 条及び第 10 条中「又は」を「、又は」に改める。

第 11 条の見出し中「及び閉会」を削り、同条中「午前 9 時 30 分に始め、午後 0 時に終わる」を「午後 2 時に始める」に改める。

第 13 条第 3 号及び第 4 号を次のように改める。

（3） 教育長報告

（4） 委員報告

第 13 条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

（5） 報告事項

第 16 条ただし書中「急を」を「緊急を」に改める。

第 21 条中「又は」を「、又は」に改める。

第 22 条第 2 項中「すべて動議は、1 人以上の賛成者をまって議題とする」を「動議は、他に 1 人以上の賛成者がなければ議題とすることができない」に改める。

第 27 条中「午後 0 時」を「午後 5 時」に改める。

第 33 条第 2 項中「速やかに作成し」を「遅滞なく作成し、これを公表するよう努め」に改める。

第 34 条第 3 号中「議場に」を削る。

附 則

この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。